

(趣旨)

第1条 放送大学データサイエンス教育推進室規程(令和 年大学規程第 号)第7条第2項の規定に基づき、放送大学データサイエンス教育企画運営委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項等)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 放送大学の数理・データサイエンス・AIに関する教育のあり方に関すること。
- 二 その他数理・データサイエンス・AIに関する教育及びデータサイエンス教育推進室(以下「推進室」という。)の管理運営に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長が指名する副学長
 - 二 推進室室長
 - 三 推進室副室長
 - 四 情報コースから選出された教授又は准教授 1名
 - 五 その他委員長が必要と認めた者 若干名
- 2 前項第4号から第5号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員をもって充てる。

(委員以外の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。